

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### (開催要領)

1 日時 平成28年11月22日（火）16:40～16:59

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <関係省庁>

中 裕伸 農林水産省水産庁漁政部企画課長

黒萩 真悟 農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課長

伊佐 広己 農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課長

中村 真弥 農林水産省水産庁資源管理部漁業調整課課長補佐

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### (議事次第)

1 開会

2 議事 真珠に関わる漁業権の民間への拡大

3 閉会

---

○事務局 それでは、よろしくお願ひいたします。

真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和ということでございまして、2カ月前に一度ワーキンググループを開催しまして、皆様のほうから御回答をいただきましたけれども、今回、また水産庁の皆様にお越し頂いております。

皆様のほうで実施されましたアンケート調査の詳しい結果等々を中心に御説明いただくということで、どうぞよろしくお願いします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、その途中で行われたアンケート調査などについて、御説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中課長 よろしくお願ひいたします。

前回御指摘いただいた論点につきまして、一つ一つこれまでの対応を御説明させていただきたいと思います。

まず、いただいていた論点1につきまして、県が直接免許する真珠養殖業を内容とする区画漁業権について、真珠養殖業を行っている15県の運用実態把握調査の結果のうち、状況を把握していないと回答した8県について、再度調査を行いました。その中で、金銭の支払い実態があったのは4県、広島県、長崎県、熊本県、大分県でございます。金銭の支払いの実態がなかったのは、茨城県、高知県、福岡県、宮崎県でございます。金銭の支払いの実態のあった大分県では、行使料の名目で支払いが行われており、残りの3県、広島、長崎、熊本については、賦課金とか、漁場使用料とか、海面占有料、真珠迷惑料、漁場迷惑料、協力金、または漁場代という名目で支払いが行われておりました。

論点1の②でございますが、何らかの名目で金銭を徴収していると回答した5県がございましたが、うち、行使料の名目で徴収していると回答した2県を除く3県、三重県、福井県、鹿児島県について、再度調査をいたしましたところ、その徴収の名目としては、管理費、賦課金、漁場利用料、受入漁業料、または指導事業雑収入という名目で徴収しておりました。

論点1の③でございます。前回の調査で、行使料の名目で金銭を徴収していると回答した2県、佐賀県と愛媛県でございますが、これはこちらから漁協名を報告することという御指示がございましたが、これについては、県に確認したところ、報告は差し控えてもらいたいというところでございました。また、再調査で行使料の名目で金銭を徴収していると回答のあった大分県も漁協名を報告することは差し控えてももらいたいということでございました。

徴収金の用途についてですが、佐賀県の漁協は、養殖施設の事故であったりとか、あるいは異常がないか、特に暴風時の見回り、点検を強化するなどして、常に漁場の監視を行っているため、その経費に充てているということでございます。愛媛県の漁協は、監視小屋を設置して、真珠貝の盗難の防止に努めており、その経費としているということでございます。大分県も同様に漁場の監視にかかる費用に充てているということでございます。

おめくりいただきて、論点2でございます。

支払いの内容、名目、金額、算定根拠については、1カ月ほど前にアンケートを、これらの項目についての再調査をかけておりまして、間もなく集計結果が集まることにはなっておりますが、それは集計にまた時間がかかるという状況でございますので、もう少し時間的猶予をいただければと思います。

論点3についてなのですが、行使料について、その後ろに平成24年9月7日付水産庁長官通知というものが入っておりますが、ここで根拠や基準がどうあるべきかという考え方を示しております。エッセンスとしましては、2(2)に漁業管理費の負担とありますが、このパラグラフでいうと三つ目のパラグラフのところで、具体的な漁業管理費には、組合

管理漁業権に係る監視・取り締まり、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等間接経費も含めて差し支えない、ただし、漁業権管理費にその目的を歪曲した不要な経費が含まれることは厳に避けなければならないといった内容となっております。

論点4でございますが、平成28年3月に出した水産庁長官通知につきましては、漁業権管理のための負担金は徴収できない旨を示しております。ただ、その当該通知は、直接免許されている経営者が漁場の利用者としての漁協の行う監視、取り締まり等のコスト、先ほども出てまいりましたが、そういうことを負担することを排除するものではないということは御留意いただければと存じます。

大体回答につきましては、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、委員の方から、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○本間委員 管理費、賦課金等々で、見回りとかさまざまな経費についての支払いに充てているということなのですが、その経費そのものを数字で計上して開示しているのかどうか。その点はいかがでしょうか。

○中課長 今回の調査では、その点については、今のところは聞けていないところでございます。

ただ、行使料として取る場合には、そのあたりのところは透明性を高めるようにという指導はしております、実際に総会の決議という手続を経て課されるものでありますので、そこの部分について議論がなされた上で課されていることになるのです。

ただ、それ以外のものについては、そういう手続きみたいなものは定められておりませんので、実際にそのようになっているのかどうかということは実態を確認しないとわからないところでございます。

○八田座長 これはとにかくどういう根拠でどういう数字を取っているかということは早急に調査すべきではないか。

それは二つ理由があって、一つは、行使料を取っていないところは監視をどうしているのかです。そとの比較が必要です。なぜ必要かというと、行使料の設定自体がこれは優越地位の濫用である可能性が高いからです。役所側としては、根拠のないものは取れないことを明確化すべきなので、この通達ではまずいと思います。

取る場合には、行使料からの収入とサービス提供に対する費用の報告と監査が必要です。それがなければ、優越的地位の濫用がいくらでもできるわけです。

その2点は必要で、今回は実際には結構取られていることがわかったわけだから、一つのブレークスルーで、これから一歩も二歩も進めて調査されるべきではないかと思います。

○本間委員 漁協名を差し控えてほしいという理由をどう解釈したらいいのですか。

○黒萩課長 該当県から直接聞いた話では、今回みたいなアンケートだけではなくて、開示すると、漁協から色々な調査協力がもらえなくなるから非公表にしてほしいと県は言っ

ておりまして、公表されたときには地域のイメージ低下にもつながるという話をしていました。

県としては、行使料として取っていることに関しては、是正指導はしましたので、県の責任としてはということですね。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 大分前のワーキングで、私が合理性、妥当性を担保するために、どういうガイドラインでやるのですか、また、どういう基準を作るのですかと伺った時に、いや、日本の漁場はいっぱいあって、全部違うからそんなことはできませんと言われましたよね。ところで、日本で漁場はどのくらいあるのですか。

○中村課長補佐 免許件数は、1万5,000ぐらいですね。

○阿曾沼委員 1万5,000というのは数だけで言えばそんなに多いほうではありませんね。医療機関などは17万程度もあるのですから。そう考えると、何をもって合理性と判断するのか、何をもって妥当性と評価するのかという基準が明示されていかないと、全国津々浦々ばらばらになりますよね。公表したくないというのは、合理性、妥当性がないのではないかと思ってしまいますよね。県側も、事業者もそうです。その辺はいかがですか。

○中課長 今回の調査結果については、公開したくない。県もそういう形で透明性を高めたり、何をもって合理性と言うのかというのは難しいところかもしれないですけれども、そういう合理性のあるものしか、合理性が説明できないものはやはり取ってはダメという方向には持っていきたいとは考えていると思いますので、そういう意味で、隠したいという意図ではなくて、先ほど課長から申し上げたような、今の実態がそのまま外に出てしまうと、産地の悪いイメージみたいなものが出来てしまうのは困るということだと思うのです。

そういう中で合理性みたいなものを考える場合に、先ほど八田先生からも仰いましたけれども、取られる側も納得するというか、自分たちの実際の裨益の範囲で応分の負担をするということは入ってくる人たちなのです。ということは、今、中にいる人たち、漁業を実際に営んでいる人たちだって応分の負担をしているということを公平に負担するという部分については、それについて異議を唱えるということはないとは思いますので、そういう意味で合理性がある、かつ、公正である、かつ、透明性が担保されているという方向に我々としても持っていきたいと考えています、都道府県もその部分について異議を唱えるわけではないであろうという意味で、その前に、まず、実態を調べて、その実態の中でそもそも合理性があるものが取られているのか、その合理性を超えるものがあるのかというところを両面、実際に取っている側の人たち、あるいは、もう一方で取られている側の人たち、両方に聞いた上でそこは判断していきたいと考えています。

○阿曾沼委員 ③のところで、常に漁場の監視を行っているということですが、これはどんな方法でやられているのですか、365日24時間やっているのですか。そこには当然コストがかかってくるわけですね。監視小屋があるのか、人がいるのか、または何かカメラやセンサーがあるのかと、普通には考えますね。そうであれば、適正な人件費や一般管理費だ

とか運営利益などをきちんと積み上げてコストを算出するわけですね。常識的な範囲が見えていれば良いとは思います。

○八田座長 基礎は情報公開ですね。これは名前を隠すのではなくて、個別の漁協ごとに基本的にどういうコストをかけて、取ったお金をどのように使っていますという情報を開示することがまず第一です。その前に適正取引ガイドラインを国が作るべきです。電力に関する適正取引ガイドラインの場合には、経産省と公取が一緒に作りました。これはまさに優越的地位の濫用を防ぐためだから、公取と一緒に作るのがいいのではないかと思います。

○阿曾沼委員 監視は非常に重要でしょうし、事業者にとっても、自分たちでやるコストよりは、コスト的に合理性があると思います。

○八田座長 それは場合によっては、例えば、セコムに頼むとかということもあり得ると思うのです。そういうところがいくつか出してくれば、そっちのほうが安く済むというなら、組合員としては、むしろそっちを望むかもしれない。

だけれども、まずはそういうところがオープンに入れできるような仕組みになっていいないといけない。サービス提供ですから。それでいいだろうと思いますけれどもね。

○中課長 漁場管理につきましては、実態として、相互の監視みたいなものは昔からあるみたいで、そういう意味で、漁協がやるというのはそれなりの合理性があるということはあるので、セコムとかが入ってくると、一から全てその施設をじっとセットアップしてやるみたいな話になるのかもしれないのですけれども、それよりは、今やっているような漁場監視の方法はそれなりに合理性はあるかもしれない。

ただ、それが実際にどれぐらいのコストがかかっていて、そのコストが適正にチャージしている手数料の額に反映されているのかということは、きっちり見ていかなければならない話だと思います。

○阿曾沼委員 真珠の盗難はそんなに多いのですか。

○黒萩課長 かつてあったらしいのですね。

○阿曾沼委員 かつてあった。それで、小屋を建てるということになったのですか。

○中村課長補佐 抑止にはなるのではありませんか。

○阿曾沼委員 抑止効果になるということで。

○八田座長 ただ、取っていないところもあるわけですね。

○黒萩課長 取っていないところは、自前でやっているということになりますね。免許を直接もらっていますから。

○八田座長 私どもが聞いた事業者は、とにかく本当にわけのわからない金額であると。要するに、根拠がわからないというわけです。だから、色々とここで言ってもしようがないけれども、まずは取ったお金は何に使っているかということを公表させるところが第一弾だし、先ほど申し上げたように、どういうものなら許せるということのガイドラインがどうしても必要であると思いますけれどもね。

それでは、次はそういう金額を調べていただくということですかね。

○中課長 実態調査をまたやります。

○八田座長 それからまた根拠を作っていただく、ガイドラインを作っていただくことも重要です。

どうもありがとうございました。

事務局からは、いいですか。

○藤原審議官 いつ頃またお出でいただくという目安をいただいたほうがいいと思います。

○八田座長 大体どのくらいということですか。

○黒萩課長 締め切りは、先ほど言いましたように、今月25日としているのですけれども、1カ月の調査期間ということです。ただ、漁業権数が300を超えるようなところがあって、それを一つずつ細かく調べていくということは、なかなか時間が。目標としては、年内と思っています。取りまとめです。

○八田座長 そうすると、300を超えているところがちょっと大きい。でも、少ないところもあるわけですね。

○黒萩課長 180とか。

○中村課長補佐 200とか180とかあります。

○黒萩課長 それぐらいの規模の県がありますので、なかなか。

○八田座長 では、年内ならできるということですね。

○黒萩課長 年内を目標に。

○藤原審議官 年内にまた一度お出でいただくということで。

○八田座長 そういうことですね。

どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。